

熊本県告示第 110 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプラン作成所いずみ 人吉市南泉田町 70 番地 3	有限会社 リバティライフ	平成 16 年 2 月 2 日

熊本県告示第 111 号

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 16 年 2 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領
熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 5 年熊本県告示第 243 号）を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表第 2 第 8 号」を「別表第 2 第 11 号」に改める。

第 4 条第 2 項第 2 号中「第 4 号から第 7 号まで」を「第 4 号から第 9 号まで」に改め、
同条第 3 項中「当該短期の 2 分の 1 まで」を「当該短期の 2 分の 1 の期間（第 5 条第 1 項第 1 号に該当する場合にあっては、別表第 2 第 5 号、第 8 号又は第 10 号に定める期間を限度とする。）まで」に改め、同条第 4 項中「2 倍」を「2 倍の期間」に改める。

第 14 条を第 15 条とし、第 13 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（独占禁止法違反等の不正行為等の不正行為に対する指名停止の特例）

第 5 条 知事は、第 2 条第 1 項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第 4 条第 2 項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

（1）談合情報を得た場合、又は熊本県の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 5 号、第 8 号又は第 10 号に該当したとき。
それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍の期間（当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は 1.5 倍の期間

（2）入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく知事による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第 2 第 4 号、第 5 号又は第 6 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（前号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に 1 箇月を加算した期間

（3）熊本県の職員又は他の公共機関（国、地方公共団体、公社及び公団）の職員が、競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第 96 条の 3 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 7 号、第 8 号、第 9 号又は第 10 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第 1 号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に 1 箇月加算した期間

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 1 次のいずれかに該当する者が熊本県の職員（以下「県職員」という。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1）代表役員等 （2）一般役員等 （3）有資格業者の使用人で（2）に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 4 箇月以上 12 箇月以内 3 箇月以上 9 箇月以内 2 箇月以上 6 箇月以内